

【継】白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル評価基準

1 目的

この評価基準は、白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託の受注予定者等を特定するために、必要な項目を定めるものである。

2 審査方法と配点

提案の参加要件を満たしている者の認定を行った後、次の各項目について、審査を行い、総合的に評価する。

(1) 参加資格確認

担当課において、参加申込時に提出された書類の審査を行い、参加資格要件を満たしている者か判定を行う。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション

参加資格要件を満たしていると判断された者を対象に、過去の業務実績表2、管理技術者の実績等、提案書、見積書及び見積金額内訳書を提出させ、業務実績等による客観評価及び別途設置する白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル選定委員会によるプレゼンテーション(提案内容の説明、質疑応答)の審査を行う。

なお、プレゼンテーションは、提案書等の受付が遅かった者から順番に行う。

ア 実施日時及び場所

市が指定し、参加事業者個々に通知する。

イ 実施内容及び時間

(ア) 機材等の準備：5分以内

(イ) プレゼンテーション：25分以内

(ウ) 質疑応答：15分以内

(エ) 機材等の撤収：5分以内

ウ プレゼンテーションの出席者は1者あたり5名以内とし、本業務を受注した場合の責任者は必ず出席すること。

エ 説明にあたっては、市で用意するプロジェクター、スクリーンを使用し、投影して説明すること。動画の使用は認めない。

3 審査項目

審査における項目は次のとおりとする。また、各項目について、配点と評価の視点のみを実施要領で公表し、本基準で定める審査評価表は公表しないものとする。

(1) 書類審査

評価事項	評価の視点	配点
過去の業務実績	同種又は類似施設、単独の文化会館、図書館又は博物館、文化系公共施設、その他の公共施設での業務の完了実績並びに当該施設の規模	40
業務実施体制	管理技術者の業務実績	10

- ※1 同種施設とは、文化会館・図書館・博物館の3施設の複合施設を指す。
- ※2 類似施設とは、文化会館・図書館・博物館の3施設のうち、文化会館と図書館又は文化会館と博物館の複合施設を指す。
- ※3 業務とは、国又は地方公共団体等が発注した公共施設の大規模改修又は新築に係る基本計画及び基本設計を指すものとする。
- ※4 文化会館とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月27日法律第49号）第2条の規定に基づく劇場、音楽堂等の施設とする。図書館とは、図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）に基づく施設とし、博物館とは、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第2条第1項の規定に基づく登録博物館及び第31条第1項各号の規定に基づく博物館相当施設、法の規定に基づかない博物館類似施設をすべて含む。
- ※5 文化系公共施設とは、※4以外の文部科学省が実施する社会教育調査の調査対象となる公共施設（公民館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、生涯学習センター）とする。

(2) プレゼンテーションの審査

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	事業の趣旨を十分理解しているか。また、与条件に沿った提案をしているか。	10×6	
業務の内容	文化センター4館に求められる機能及び共用部分や外部空間の活用の検討に関する提案が、教育委員会による方針を具現化する上で適切な内容となっているか。	20×6	
	文化センター4館及び共用部分・外部空間の運営方法の検証に関する提案が、複数の選択肢の検証を適切に実施できる内容となっているか。	10×6	
	大規模改修工事における改修事項の検討に関する提案が、事前調査、建物及び設備機器等の改修、財政負担の軽減、イニシャルコスト・ランニングコスト、工事期間中の市民サービス、概算工事費・工事スケジュール・施工方法の各項目それぞれについて、検討を適切に実施できる内容となっているか。	20×6	
	基本計画策定までのスケジュールにおいて、検討事項・検討項目を適切に実施でき、契約期間満了までに基本計画の完成までに至るものとなっているか。	20×6	
独自提案	仕様書（案）のほか、市総合計画やその他計画等を理解し、更に独自性の高い付加価値や工夫のある提案となっているか。	20×6	

プレゼンテーション	資料がわかりやすく、説明や質問に対する回答が論理的であるか。	10×6	
業務実施体制	事業実施に必要なスタッフが確保されているか。	10×6	
見積額	適切な範囲内での見積額であるか。	200	比例 配分

※見積額評価の算定式

200点×（最低金額÷その者の提示した金額）＝その者の点数

（３）合計点

書類審査 50点

プレゼンテーションの審査

920点 [720点（120点×6名）＋200点（見積り）]

合計（満点） 970点

※1者の場合、見積額の評価は実施しない。

（４）評価表

非公表とする。

4 受注予定者等の特定

- （１）書類審査及びプレゼンテーションの審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、プレゼンテーションの審査の点数の高い者を優先とする。
- （２）合計得点が最も高い者であっても、合計得点が550点（参加者が1者の場合は500点）に満たない者は受注予定者としない。

5 その他

選定過程の公平性、透明性を保つため、選定委員の事前公表は行わない。